

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

首長がコントロールする国家：
ミクロネシア連邦の政治の現在

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2015-11-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 須藤, 健一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/5154

11 首長がコントロールする国家——ミクロネシア連邦の政治の現在

須藤健一

1 はじめに

オセアニアの島世界には、一九六二年の西サモアの独立をかわきりに一一の島嶼国家が誕生した。もつとも新しいのはミクロネシア連邦とマーシャル諸島共和国で、両国は一九八六年にアメリカ合衆国との自由連合協定のもとに自立し、一九九一年九月には国際連合に加盟した。アメリカの国連信託統治領太平洋諸島（旧南洋群島）は、この二カ国のほか、北マリアナコモンウェルス、ペラウ（パラオ）共和国の、合計四つの小国家に分裂したのである。パラオは一九八一年に自治政府を樹立したが、憲法の「非核条項」に反対するアメリカとのあいだで自由連合協定に未調印の状態が続いている。非核条項をめぐる住民投票がこれまでに八回行われているが、憲法擁護派、憲法改正・核もちこみ賛成派にくわえ、近年アメリカのコモンウェルスを支持する動きも顕在化し、混迷を深めている。

太平洋の国々には、近代国家としての体裁を整えるべく、憲法の制定、立法・行政・司法などの制度を整備し

てきた。いままで経験したことのない民主主義的な政体を確立する一方で、伝統的な指導者である首長の地位や、彼らもつていた権威・権力と役割を、新しい政治機構との関連においていかに定義し位置づけるかということが、大きな問題になっている。ひとつは、伝統的政治権力にたいする民主化の動きであり、もうひとつはその逆で、近代的社会・政治の進展とともに弱体化する伝統勢力の地位の保全という流れである。

現在、オセアニア唯一の王国であるトンガは一八七五年の欽定憲法の制定、一九七〇年のイギリス（保護領）からの独立以後も、ツポウ王家への国民の尊敬、国王と貴族の政治権力を軸に安定した国家運営を行ってきた。しかしながら最近では、そのような王族・貴族層の独占による官僚制や議会政治に異議をとえ、憲法改正、平民のための議会代表者の増員、政府の職権濫用を阻止する委員会の設置を求める運動が強まってきている（一）。たとえば、一九九〇年から外貨獲得政策の一環として、香港・中国系の人びとへのパスポートの発給・販売をはじめたが、その収益が国王に独占されるという問題にたいし、議会内に会計委員会を制度化する要求が提案されている。

他方、一九八〇年にイギリス・フランス共同統治から独立したバヌアツ共和国では、憲法において伝統的指導者層に土地や慣習にかんする権限を付与しているが、その権力を明確にし、増大させる動きがある。これは村落レベルでおこる犯罪について、首長などが一定の司法的役割をおい、かつ彼らが最終的裁定を行うというものである（二）。このほか、フィジーのようにインド系住民の政治勢力にたいし、クーデターにより下院議会の議席の過半数以上を永久にフィジー系住民の手中におくという首長会議による憲法改正など、近代化に抗して伝統的指導者層の復権を実現した例もある。

ミクロナシア連邦議会は、四州（チューク、ポーンペイ、ヤップ、コシャエ）から選出される任期四年の議員各一名と、州の人口比に依じて選出される任期二年の議員一〇名によって構成される。同時に、一九七九年に施

行された連邦憲法では伝統的首長および指導者層の地位を尊重することを明文化している。憲法第五条、第三節には、「連邦議会は必要と認めるとき、首長を有する州の場合はその首長、および首長を有しない州の場合には選挙によって選ばれた代表によって構成される首長会議を設置することができる」と規定している。現在までそれは実現されていないが、一九九〇年に開催された憲法の修正を検討する憲法会議は、首長会議の設置が必要であるという認識のもと、その役割を「慣習および伝統にかんし勸告を行い……、これらを増進し、保護すること、ならびにマイクロネシア連邦における平和と統一を増進することである」と宣言した(3)。このような連邦憲法の主旨とは別に、州レベルでも州政府、州立法府などと首長の権限・役割の関連づけをめぐって多様な対応がみられる。

ポーンペイ州では、一九八三—一九八四年の州憲法制定会議で、ナンマルキ(首長「王」)などの伝統的リーダーに一定の政治的権威をあたえるという意見があったが、結局この提案は否決された。また、チューク州でも、首長の役割が議論の中心課題になった。州政府内に首長審議会を設立するという憲法改正案が提案されたが、州議会で否決された(4)。この二つの州では、首長の地位と役割を再考しようという見方が根強いものの、州制民主主義のまえに確固たる位置を占めるには至っていない。それにはたいし、ヤップ州では事情が異っている。州憲法に首長会議の設置がうたわれ、その権限と役割が明確に規定されているからである。どうして、ヤップ州においてのみ伝統的リーダーの権力が温存されたのであろうか、そしてその権力はどのように行使されているのであろうか。首長会議のしくみとそこに提出される議案にたいする首長の審議の実際を参考にしながら、首長が近代政治におよぼす影響について明らかにしてみよう。

2 ヤップの首長会議

ヤップ州は、ミクロネシア連邦の西端に位置し、ヤップ本島と離島からなり、人口は一万一〇〇〇人である。貨幣経済の浸透は目覚ましいが、依然として男性が漁撈、女性が農耕という分業のもとで、タロイモ、ヤムイモ、パンノキの実などが主食になっている。ヤップ本島は、アメリカ、日本などの援助で、空港、港湾、道路、電力供給が完備し、各戸に電話が設置されている。外国資本によるマグロの漁業基地、衣服製造工場の建設などの産業振興によって、数百人の中国系の人びとが滞在し、それらの事業に従事している。一〇の環礁やサンゴ礁島からなる離島には六〇〇〇人が居住するが、平均して三カ月に一度巡回する船により本島と連絡しているだけであり、本島にくらべ居住環境の近代化が進んでいない。ただし、最近では本島から五〇〇キロメートル以内の島じまには飛行機便のサービスがはじまっている。

ヤップの政治は任期四年の公選州知事と州政府、一五人の公選議員で構成される州議会、それに事実・上訴審をあつかう州裁判所によって運営される。そのほかに、伝統と慣習にかんしては、本島のビルン（首長）会議と離島のタモン（首長）会議からなる二つの伝統的リーダーによる決議機関がある。これらの首長会議は、州憲法第三条に、伝統と慣習にかんする役割を行使し、憲法のいかなる条項も慣習および伝統によって認められた首長の役割に制限をくわえたり、それを喪失させるものではないと規定している。さらに、第五条の立法にかんする条項では、州議会を通過した法案は両首長会議に送られ、首長会議は伝統と慣習にかんする法案にたいしては否決権を有するとある。このように、首長会議は州議会とならんで公式の立法機関として設置されているのである。憲法に規定されている「伝統と慣習」という概念については明確な定義がなく、そのつど、行政府、立法府と

首長会議で判断され、法案ないし審議事項が決定される。ある首長はコロニア（町）のことは政府、村のことはピルン（首長）が責任をもつと説明する。

ピルン会議の議長、ロボマン氏が一九九二年七月初旬に死亡した。まず、その葬式についての手続きをおしで伝統と慣習の内容を検討してみよう。初代議長であるロボマン氏は信託統治領になった一九四七年以来、一九六五年のミクロネシア議会の設立、アメリカとの将来の政治的地位の交渉、一九七五年の連邦憲法会議などの過程で、ヤップを代表する首長として指針をのべ、ヤップの現在を築いた。首長会議も彼の構想によって設置されたのである。そのため、知事と議会は州葬によって彼の偉業をたたえることにした。しかし、知事にはロボマン氏の家や村にその話を伝えるサア（伝統的な家・村間の情報伝達回路）がないため、首長会議にこの葬儀開催の了解を求め、かつ彼の遺族との折衝を依頼した。

ロボマン氏は、ヤップで最高位のトミル地区のタブ家に属する首長権を保持し、名実ともにヤップの第一首長であった。しかし、彼は第一首長家に婿入りしてそのタイトルを継承したが、その家の妻と別れ再婚して村外に家を立て家族をもつという複雑な人生を送った。そのため、彼の家族、生家、婿入り先、さらに村の人びととのあいだで、どこでどのような葬式を行うかについて議論が続ぎ、決着をみていなかった。そこへ州葬という申し込みであり、事態をさらに紛糾させた。結局、首長会議の要望で、死後一週間目に議会の議事堂での州葬、翌日に村での首長会議の弔い、翌々日に家族による葬式という段取りで合意に達した。州葬は、連邦政府の閣僚、ペラウ共和国の首長などが列席してとり行われた。最初に弔辞を読んだ知事は、挨拶の冒頭で首長会議がヤップではじめての州葬を実現させてくれたという謝辞をのべ、それからロボマン氏の功績について話を進めた。そして、首長会議が主催したロボマン氏の出身村での弔いに知事も同席し、その後知事は首長会議のメンバーを知事公邸でのパーティに招待し、慰労している。このことから、州葬という政府主導で挙行されるはずの葬儀が、首長

による伝統的手続きにもとづく当事者との交渉をへなければ行えないことがわかう。

ヤップのピルン会議は、信託統治領時代にアメリカの懐柔政策の一環として設置された。その一〇名のメンバーは、伝統的な政治単位であり、かつ現在の行政区分でもある一〇地区で公選により「民主的」に選ばれたが、現実にはそれまでのメンバ―のままであった。ところが、一九八四年の州憲法の施行時に、一〇地区のおのの最高位の村の首長家の家長がつとめることを原則とするという規則に改定された。ヤップの伝統社会は、約一〇〇村が一〇地区にわかれ、各地区の村は八つの位階のいずれかに位置づけられる。さらに、村内の権威構造は、特定の家に付属する職能、つまり「長老」、「ピルン」首長、「バガル」若者の口」の役割を担う三首長家によって統治される。このような政治構造にもとづいて、ピルン会議のメンバーは、各地区で位階が最上位の村のなかの三首長家の家長の一人があたることになる(5)。前述の一九八四年の改正にたいし、州議會はなんら反対することなく承認した。したがって、首長會議は伝統的なヤップ社会の政治体制をそのまま復活させたのである。現在、首長會議は月二回の定例日に開催されている。

一方、離島のタモン會議は、人が居住するすべての島、つまり二二の島から、それらの島の伝統的な最高首長をメンバ―に構成されている(6)。そして、離島の政治序列のなかで最上位のウルシー環礁の最高首長であるハデイ氏が議長を務め、ヤップ本島にタモン會議の會議場と事務所をもち、彼はそこで執務にあたっている。

3 首長會議の議案と処理

州議會で可決されたすべての議案は、二つの首長會議で再度審議される。また、首長會議から、政府および州議會に審議事項が提出されることもある。ヤップの二つの首長會議は、それぞれ独自に會議を招集し、審議決定

を行う。ここで、首長会議で審議された議題のいくつかを例にとり、首長会議の権限と機能について検討してみたい。

ヤップ本島の首長会議

ピルン会議の議長であったロボマン氏の死去にともない、一九九二年七月二四日の会議で副議長を務めていたケネメツ氏が新議長に就任した。彼のメモによると、一九九二年には一月から七月までに一三回の定例会議と三回の臨時会議が開かれており、討議された案件は六〇件にのぼる。主たる案件は、約三〇億円の州予算案、政府公用車の払い下げ、幼稚園・競技場の建設、電話局の開設、投票人名簿の作成、奨学金の減額、農業や貝類の養殖と移植事業の振興、ヤップ州記念祭の運営などである。首長会議には、審議案件を提出する知事をはじめ政府要人、連邦議會議員、州議會議長などの関係者が出席し、案件を説明し、それにたいし首長が質疑し、結論を出す。三つの討議事項について具体的にみることにしよう。

幹線道路の舗装工事

アメリカの援助で、韓国の業者によつて数年前から村にのびる道路の舗装工事が進められ、この六月が完成時期にあつていた。三月には政府をとおし、人夫の増員の要望があり、首長会議では村の若者に協力をよびかけた。そして、六月に工事が終了し、政府の検査も終了したとの公共事業局からの報告を受け、竣工式に首長会議の代表の挨拶を要請してきた。その工事にたいし、首長は歩道と車道の高さが同じなのは構造上危険で設計ミスであること、簡易舗装に近いため五年しかもたないことを指摘し、改善を求めた。公共事業局長は、この事業の予算が枯渇したので二―三年後に再工事を行的改良すると返答した。首長は、工事を継続したほうが経済的に合理的であると指摘し、工事計画の再考を迫った。しかし、工事費を州予算から捻出することが不可能であるということで議論は終わった。この工事は当初、マレーシアの業者が設計・施工に

あたり、全島の道を舗装する計画が進められたが、工法の問題を理由に韓国業者に落札させ、幹線道路のみの舗装で終わらせるなど、政府側の不明朗な予算執行にたいする首長側の不信と反発が背景にあった。

アメリカ海軍

設営隊の撤退

設営隊は統治領時代からヤップに駐在し、道路建設やその補修工事にあたってきた。知事は設営隊をヤップから撤退させ、その仕事をヤップの若者に肩代わりさせる構想を明らかにした。つまり、設営隊の予算（二〇万米ドル）とその機材をヤップ政府が譲りうけ、ヤップ人の手で道路補修にあたるという案である。これにたいし、首長会議は設営隊の金とブルドーザなどの機材はアメリカのものであり、人と金・機材を分離することは不可能であるから連邦政府に確かめること、そしてもしヤップで設営隊を不要という動きがほかの州に漏れると、その州が設営隊を受け入れようとするから慎重に対処するようにと、再考を促した。結局、この件は首長会議の予想どおりに推移し、従来どおり設営隊が駐在することになった。知事はヤップの若者に労働の場を確保し、彼らの技術の習得を目論んでいた。それにはたいして、首長会議は豪雨などで痛んだ村の道の補修を、予算と機材が乏しく、かつ技術が未熟な政府の事業局ではあてにならず、迅速に行うことのできる設営隊の活動の恩恵をこれまでにうけてきたので、知事の構想に反対したのである。

ゴミの投棄場問題

政府はコロニア（町）の商店や家庭からでるゴミを、従来からの場所に捨てることを黙認してきた。その投棄場の村の首長は、これ以上ゴミ捨て場に利用されるのを拒否し、政府に新しい土地を捜すように要求した。そのさい、候補地が決定されれば、首長会議が責任をもって土地の所有者を説得し、その土地利用についての交渉にあたるという条件をのべた。ただし、数カ月たっても政府からの返答はきていない。その村の首長の話では、現在のゴミ捨て場の使用は一〇数年前から始まり、州政府は土地の所有者とのあいだで正式な賃貸契約を結んでいないという。

離島の首長会議

タモン会議は三月にヤップ、秋に離島で開催される。一九九一年の会議では、二週間にわたり行われ、伝統首長の権力の増進、飲酒禁止の規制強化、議会議員の選挙法、連邦・州の地位の再考、商業的漁業の推進、離島の観光化、タカセガイの移植、台風被災の援助、土地測量、農業振興策、近代診療所の設置など、二〇あまりの案件について討議された。このなかから、二つの議案についてのべることにしよう。

伝統首長の権力の増進

この議題は、前年のサタワル島での首長会議でもとりあげられた。人びとの慣習や伝統文化への関心の喪失と、それにとりもなう首長の権威・権力の失墜を、いかに回復するかという問題である。「首長は伝統を再評価する方策をうちだし人びとに教示する」、「首長は人びとから尊敬されるように新しい形の価値をみいだすべきである」、「首長は人びとのあらゆる行動に目を光らせ、人びとの生活と島の発展をコントロールすることにより、島の秩序と平和を維持することができるといふ意見がだされた。しかし、それらの考えを実践するうえで具体的な方策については合意に達しなかった。議会側からは、伝統を維持するために「文化ハウス」の建築費として一〇万ドルを予算に計上しているという報告があった。この計画は、島で入手できる材料だけを使い伝統的集会所を建てるという案で、集会所の長さに応じ、一ヒロ（約一・八メートル）の長さ単位に二〇〇〇ドルを支給するというものである。一九九〇年十一月に離島を襲った台風ですべての集会所を失ったある島では、コンクリートの柱、タンぶきの集会所を建てるべく、連邦政府に七〇万ドルの建築費を要求している状況で、この構想がどこまで伝統文化の保持に貢献するか疑問である。

首長権の強化の議案は一九九二年三月の会議で、首長側から首長の手当ての改善要求の形で提示された。現行の会議への参加手当五〇〇ドルと年間一〇〇〇ドルの住民対策費では、島の人びとの動きを掌握しきれず、島の運営ができないという理由からである。彼らはヤップ本島の首長なみに隔週ごとの給料（二〇〇ドル）、それが

不可能なら手当ての五割増しを要求した。州議会議長は、もし多額の給料を一人の首長に支給すると、島にいるほかの首長とのあいだで争いがおき、人びとからますます首長の支持を失うことになる。答え、増額には反対した。伝統首長は、資源管理、紛争処理などの島の社会生活の最高責任者であるが、その地位にたいする島の人びとからの貢ぎものはない。現在、教師や診療所の保健婦などの公務員は、隔週の給料を手にしている。彼らは、共同労働も免除され、ビデオ・テレビやスピードボートを購入し、島で新興勢力となりつつある。このような俸給者と非俸給者との「経済格差」が伝統的首長権の失墜につながるひとつの要因である。

土地の測量

土地・経済開発局では、離島の発展のために土地測量と土地台帳の作成に着手する計画を発表することになった。各島の首長は、土地所有者間での境界や土地の移譲（相続、贈与、売買など）の歴史的過程を知っている長老が生きているうちに、土地所有の区画を明確にしておかないと将来大きな問題に発展する。点では合意に達した。しかし、測量前に土地にからむ問題ないし紛争を解決しておくようにという開発局の要請には、首長の足並みはそろわなかった。結局、翌年の首長会議で、測量の実施を受け入れたのは三島にすぎない。ある島の首長は、あまりにも問題が多く、とても測量隊を島に上陸させられないとのべている。最近二〇年間で、離島の人口は二倍に増加した。島で生産される食糧だけでその人口を支持することは不可能である。そのため、ヤップ本島に流出する若者があいつぎ、島では土地の境界争いや相続をめぐる土地所有権紛争が、頻発している。そして、もっと基本的な問題は、個人ないし集団が土地を「排他的に所有」するという概念が伝統的に存在しないことである。一筆の土地であっても、それを元来占有していた集団、それを相続ないし贈与された集団、さらにその土地に樹木を植えた人、植えた樹木のみを相続した人など、すべてがその土地にたいしある種の権利を保持しているからである（7）。

これらの事例から、両首長会議での首長は、州議会での可決案件について問題点を指摘し、ときには再考を要求していることがうかがえる。しかし、首長会議の秘書によると、会議で政府の案件にたいし拒否権が行使されたことは皆無であるという。したがって、首長の主たる役割は、首長会議での討議ないし決議事項を、地区の人びとに報告することにある。ヤップの各地区では、首長会議が行われた日の翌週の日曜日に村長や職能の地位についている人びとを集め、報告会を行っている。また、離島では首長が帰島してから、島の男性を集会所に召集して首長会議での審議事項を説明する。

4 首長会議の政治力

二つの首長会議は、州議会の可決案件に拒否権をもつとはいえ、実際にそれを行使したことはなく、承認機関としての性格が強い。一方で、首長会議が、知事および議員にたいして大きな影響をあたえるのは、彼らもつ立候補者の「選定権」である。このことは、一九九一年の離島の首長会議の審議案件からもうかがえる。

これまでヤップ州から選出される連邦議会議員の選挙で、離島の人びとが推す候補者が、離島を支配する力をもつ本島のカギル地区ガチャパール村の反対で立候補できないことがあった。というのも、ガチャパールは、ヤップの三大長老家のひとつをだす村であり、今世紀初頭まで離島の島じまから貢ぎものを届けさせる朝貢航海を差配しており、現在でもこの村と離島のあいだには政治的な序列関係が維持されているからである。また、離島から二人の候補者がでたこともあるが、ヤップ本島の方が人口が多く、離島からは一人の候補者に絞らないと勝ち目がない。したがって、離島の首長会議では、今後はガチャパールから指令がきたとしても、離島から独自に一人の候補者を選び、人びとにその候補に投票するよう働きかけるべきであるという提案が承認された。同時に、州議

会議員選挙においても、首長会議は離島の五選挙区で候補者を選定し、推薦候補を人びとに知らせるべきであるという提案がなされた。これにたいし、民主的でなく、また憲法に違反するという批判もあった。しかし、西洋式の投票方式を採用したら、選挙運動中および選挙後においても支持者のあいだだけでなく島の人びとのあいだに、感情的軋轢をおこすことになるという理由から、賛成意見が大勢を占めた。したがって、首長会議主導のもとに、候補者を選定する選挙方法が承認されたのである。

これまでに首長会議の推薦をえないで、知事および議員に当選した候補者はいない。前回の四年任期の連邦議会議員の選挙を例に、首長の行使する権力について検討をくわえてみたい。

第二代のミクロネシア連邦大統領になったヤップ選出のジョーンは、ハワイ大学政治学修士号を取得したエリートで、信託統治領時代から議員として活動してきた。しかし、大統領就任後、ヤップ州からの要望を優先せず、ヤップへの貢献が少ないということで首長の反発をかった。彼は離島出身であるが、離島の人びとからも島に帰らないとか、離島の基盤整備に力を発揮しないということで反感をもたれた。それで、本島の首長会議は、離島の首長会議議長に、ジョーンの立候補を断念させるべく手をうたせた。それで、議長は離島から対立候補を擁立した。しかし、ジョーンは首長会議の何人かの首長の支持を受けて立候補した。とくに、離島を支配するガギル地区の首長が彼を推薦し、その権威にものをいわせ離島の人びとに投票を強要した。結果はジョーンの落選に終わった。首長会議は、ヤップ州選出の連邦議員がもう一期大統領の職につくという連邦議会との黙約を反古にしてまで、ジョーンの再選阻止にはしつたのである。それにたいし、ヤップ本島出身の二年任期の連邦議員は、首長会議の推薦をうけ、再任をはたした。彼にたいする首長の評価は、首長会議の要望を聞き、州政府では応じられない工事やプロジェクトの予算を連邦政府ないし議会との折衝によつて獲得してくるからというものである。

つぎに、州議会議員候補者の選出過程についてみることにしよう。首長会議の議長であるケネメツは、前回の

選挙でカニフ地区でランクが第一位のギリフェス村の若者を彼の家に集め、彼らに候補者を決めさせた。それから、集会所に場所をかえ村の長老、第二位のランクの村の長老を呼び、若者が選んだ候補者について意見を聞いた。彼はなにも口をはさまず、若者と長老たちの話に結論がでた段階で、諾否の判断を表明した。つまり、ギリフェス村のビルン首長としてのケネメツは、自分から候補者を押しつけることはせずに、若者と村々の長老が決めた形で自分の意思をおしたのである。ヤップ社会の伝統的集会では若者には発言権がなく、高位の村の長老によつてあらゆる事が決定される。男性が年齢を経るつれて地位が上昇する階梯制度でムンシンとよばれる段階に達した長老が村落社会の実権を掌握し、若者はその指示のもとに役割をはたすにすぎないのである。このような慣習にたいして、ケネメツは新しい方法を取り入れたことになる。この決定は、地区のすべての村人に伝えられ、その候補者への投票が暗々裡に強制された。もし、それに従わない村の人びとには、海面利用の禁止などの制裁を行うことがある。したがって、首長の推薦ということは、地区の高位の村の長老の意志をくんでのこと、かなりの精度で候補者への投票数がよめるのである。最近の選挙で、首長の推薦をうけられない候補者のなかには、ビールなどの物品を配つて票集めを行うものもいるが、当選していない。

ヤップ本島では、家、村落、地区、全島を貫く伝統的な位階制度、そして年齢階梯にもとづく序列は、依然として政治構造の根幹をなしているといえよう。知事にしろ、議員にしろ、いかに近代的な政治・経済の知識を身につけたとしても、いかに島、州、連邦政府のために活動しようとしても、彼らの行動は、位階と年齢階梯の頂点に位置する首長の権威・権力によつて査定されることになる。首長会議の首長よりランクの低い家や村出身者が国家の指導者になったとしても、首長の意にそう活動を行わないかぎり、つまり伝統的な行動様式を尊重しないかぎり、その地位は維持できない。そのことは、再選されなかつた連邦大統領の行動、また首長に意をつくす知事の行動からもうかがい知ることができる。

5 おわりに

国際社会の仲間いりをはたして間もないミクロネシア連邦は、アメリカの大学などでアメリカ式の政治学を学んだ若きエリートを中心に、自前の国づくりに挑戦している。国家の安定と発展にむけて、島嶼国家としての統一と平和を創出することが財政基盤の拡充とならんで解決すべき重要課題である。連邦、州、そして村落レベルにおける秩序の維持に、伝統的な指導者層の役割を再評価する動きが強くなってきた。そのような状況でヤップ州は、いち早く首長の地位と役割を州政治の枠組みに位置づけ、首長の伝統的権威と指導力をいかす形で人びとを統治してきた。このようなヤップの方式を、「ヤップスタイルとアメリカスタイルが半分半分、だからヤップは連邦のなかでいちばん強い政府」と前知事は自慢する。しかし、ヤップ出身の連邦初代の検事や最高裁判事は、「首長は酒を目的で会議することなく、州と連邦の現在と将来について意見をだすべきである」と首長会議に要望している。これは慣習によつて人びとをコントロールしたり伝統的行事をとりしきるだけでなく、アメリカとの自由連合協定の将来が問われている現在、首長として連邦と州の将来的地位についての構想を明らかにすべきであるという批判である。つまり、伝統や慣習についてだけでなく、近代政治や世界経済についても「学べ」という、自立した若きエリートからの自然な願望である。

ミクロネシア連邦およびヤップ州政府と国民および村びととのあいだに位置し、政府の施政方針や行政的手続きの伝達役として、また人びとからの要望を政府に届けるという面で首長会議は重要な役割をはたしている。また、議会や行政府の政策に異議をとなえる一方で、決定されたプロジェクトの推進には協力もする。たとえ伝統や慣習に反する政策やプロジェクトであっても、案件そのものを否決することはない。つまり、憲法に保証さ

れている「否決権」を行使したことがないのである。これは、首長会議のメンバーの近代的政治にたいする知識の欠如によるところが大きい。そして、人びとからも「いまの首長はものを独り占めしてしまう」という批判を耳にする。そこには、伝統的首長に期待される「寛容性」にもとづく人びとへの再分配という行動がとれなくなった首長の姿が浮かびあがってくる。伝統的地位と年齢階梯のイデオロギーに依存した「政治家」の操縦術という、ヤップの首長のもつ権威と権力の実践はいつまで効力をもち続けられるか、疑問である。「いま五〇歳代の政治家が力をもつかぎり、あと一五年は現体制が続く」という、首長の信頼をうける連邦議員の予測はあまりに楽観的すぎると筆者には思える。

引用文献

- (1) Pacific Report, 3-27: 4 (December 6, 1990).
- (2) Pacific Report, 3-7: 3 (April 12, 1990).
- (3) メラー「太平洋国家における憲法構造上の変化」畑博之編『南太平洋諸国の法と社会』有信堂高文社、二〇三—二〇四ページ、一九九二年。
- (4) Burdick, A. The constitution of the federated states of Micronesia. Pacific Perspective, 5: 29, 1991.
- (5) 牛島巖『ヤップ島の社会と交換』弘文堂、一九八七年。
- (6) 須藤健一『母系社会の構造——サンゴ礁の島々の民族誌』紀伊國屋書店、一九八九年。
- (7) 須藤健一「サンゴ礁の島における土地保有と資源利用の体系」『国立民族学博物館研究報告』九卷二号、一九七—三四八ページ、一九八三年。